

2003. 1. 27  
千葉地方裁判所 民事第2部  
住基ネット差止訴訟原告意見陳述書

## 住基ネットは国民総背番号制の 最も根元的なインフラである

中島 修

Nシステムに反対しプライバシーを守る会 代表

---

\*このパンフレットは、中島修さんから提供された「住基ネット差止訴訟原告意見陳述」のテキストをそのままパンフレットの形式にレイアウトして、反住基ネット連絡会のWeb上で配布するものです。  
本パンフレットは、商業利用を除く、住基ネットに反対する活動の範囲内で複製配布は自由に行ってください。複製配布にあたって、著作権者を明示し、また原文を加工しないでください。

## <もくじ>

1. 住基ネットに反対する理由 .....	3
2. 住民票コードで検索 .....	4
3. 人生をいかに生きるか? .....	5
4. 技術はどう利用されているか? .....	6
Nシステム(赤外線自動車ナンバー自動読取装置) .....	6
街頭監視カメラ .....	6
スーパー防犯灯 .....	7
コンビニ・カメラ .....	7
パトテレビ・パトカメラ .....	7
顔貌識別技術 .....	8
生体認証技術 .....	8
電子パスポート .....	8
5. 監視社会を形成 .....	9
ETC(自動料金収受システム) .....	9
ITS(高度道路情報システム)。 .....	9
6. 公共インフラでの技術進歩を活用 .....	10
携帯電話 .....	10
スイカ .....	11
7. 令状主義の破綻 .....	12
8. 「千葉主権の確立」はどこへ? .....	12
9. おそろしい時代 .....	13
10. 国民総背番号制度 .....	13
11. むすび .....	15

# 原告意見陳述書

千葉地方裁判所民事第2部合議係  
住基ネット差止等請求事件(H14年ワ第2427号)

2003年1月27日

原告 Nシステムに反対しプライバシーを守る会代表 中島 修

私は「Nシステムに反対しプライバシーを守る会」(略称:NP会)という小さなNGOの代表をつとめております中島と申します。私たちの会は、名前のおり、Nシステム(赤外線自動車ナンバー自動読取装置)に反対し、プライバシーを守る運動をしています。

この住基ネット差止等請求訴訟を始めるにあたり、私がなぜ原告として提訴するにいたったかについて、簡単に申し述べさせていただきます。

## 1. 住基ネットに反対する理由

私たちが住基ネットに反対する理由は、住基ネットが私たちの基本的人権や社会的自由を脅かす、憲法上重大な疑義のある危険な存在だ、と考えるからです。以下、その理由をひとつずつ述べていきます。

まず、私自身を含む一人ひとりの国民すべてに11ケタの固有の識別番号をふる(ふられる)という事実に対する健全な嫌悪感があるでしょう。「私は人間だ。ロボットじゃないぞ。番号で管理されるなんてまっぴらだ」と叫びたくなるこの素朴な気持ちは、おしなべて、どなたもが持つのではないのでしょうか。

つぎに、個人情報の漏洩や悪用の危険性についても、また、多くの人が指摘するところですが、システムの欠陥による漏洩、末端職員や外部業者の無知または悪意による漏洩、ハッカー等の不正アクセスによる漏洩・・・等々、個人情報が漏洩し悪用される可能性は、実は数限りなくあるのです。

そして、よく知られているように、小渕首相(当時)は国会答弁で個人情報保護の整備を前提にすると説明しています。また、住基法の付則にもいわゆる「所要の措置」を講ずると明文化されています。したがって、2002年8月5日に、個人情報保護が未整備のままであるにもかかわらず(あの抜け穴だらけの個人情報保護法案すら未成立のまま)、住基ネットが運用開始されたことは、いやしくも行政の長たる首相の国会答弁にも、かつ、制度の根拠となる法の付則にも、反しているのではないのでしょうか。

さらに、住基ネットがまだ運用開始されもしないうちから、いわゆる93事務から264事務へ拡大する法案が提出された事実も、衣の下から「よろい」がのぞいたものとして、住基ネットに対する国の姿勢、隠れた意図が露骨に現れたものと言えるでしょう。

ただ、これらの点は、きっと他の方もおっしゃってくださいから、そちらに譲りましょう。もちろん、訴状にも申し述べてあります。ここではこれ以上は触れません。

## 2. 住民票コードで検索

国や自治体が所管事務として保有する各種の個人情報は全部でなんと約10800件にも及ぶそうです。その1件ごとの、個別の種類情報は、当然今でもデータベース化され、コンピュータで運用されていることでしょう。

ただし、現状では、それぞれのデータベースは基本的にはバラバラのそれぞれに別個のものであって、職務上あるひとつ(1件)の個人情報にアクセスできる立場の公務員であっても、自分の職務とは直接関係ない他の無数の個人情報にはアクセスできないようになっているはずで、ところが、住基ネットが導入されれば、これががらりと変わるのです。

住基ネットが導入されれば、いずれそう遠くない将来、この約10800件をはじめ、後述するありとあらゆる個人情報が、住民票コードという11ケタの固有の識別番号によって検索される時代が来るにちがいません。そしてこれは、コンピュータのネットワークやデータベースを設計する立場から言えば、技術的にはきわめて当然かつ合理的な発想なのです。

しかし、あえて、一見不合理に見える状態のままにしておく、すなわち、個々の情報ごとにデータベースの構造も、検索方法も、あえて統一せずにバラバラにしておく(つまり、あるひとつの個人情報の検索方法・手段・キーでは、他の個人情報は検索できないようにしておく)というのが、歴史の教訓に基づく人間のチエではないのでしょうか。

住基ネットの導入によって、約 10800 種類プラス $\alpha$ にも及ぶデータベースから、ある任意の個人のありとあらゆるすべての個人情報わけなく検索され、寄せ集められるようになる--これぞ恐怖の監視社会の出現にほかなりません。

### 3. 人生をいかに生きるか？

余談ですが、私はもともと大学は理科系です。技術に対する(自分が理解できないがゆえの)本能的もしくは盲目的なアレルギーはありません。工学部でしたから、理学の成果を応用し実社会に役立たせる工学の役割もきちんと認めています。しかし、だからこそ、技術のおそろしさをも、またよく理解しているつもりです。あえてきわめて単純化して言えば、原爆や水爆を造るのも、ICBM などの弾道ミサイルを飛ばすのも、最新のハイテク誘導技術を備えた巡航ミサイルが驚異的な命中率を誇るのも、すべて技術の成果なのです。

人類の歴史は、いつの時代であれ、その時どきの最新の技術が常に真っ先に戦争に、ついで統治の手段に、利用されてきたことを示しています。そういうことには技術を使わない、というのが私たちの思い描く人間本来のチエであるべきなのに。

私はいわゆる全共闘世代に属します。ご多分にもれず、学生運動による前科もあります。日本の大学(慶応・工)を中退し、懲役刑を終えた後、独学で語学を学び、留学しました。その後、世界を旅し、好んで紛争地帯に出かけ、戦争や飢餓に苦しむ人たちを、この目で見てきました。フリーのジャーナリストとして、あるいは、フリーの翻訳家として、それなりにキャリアを積み、やがて自分で翻訳会社と通訳会社を興しました。ビジネスに専念すること 10 数年、おかげさまで事業は順調に発展し、私個人も、残りの人生を普通に暮らす分には一生困らないだけのカネを稼ぐことができました。

しかし、そこで私は考えたのです。自分に残された人生で、私に何ができるか、を。何をすべきか、を。もともとカネには関心がないはずだったのに、このままビジネスマンとして会社を経営し、人生を終えていいのか、と。自分自身の心に問いただし、導きだした結論はノーでした。私は全社員の前で私の思いを語り、考えを話し、会社をたたむ決心をしたことを伝えました。

残された人生を何に使うか。これはもちろん私が自分で考えることですが、とりあえず、市民運動から始めようと思い、その危険性が世間一般に最も認知されていないと思われる N システムに対する反対運動にとび込んだのです(私が一番自由がきくということで、今では私が代表を務めています)。この住基ネット反対運動も、私にとっては、その同じ市民運動の延長線上にほかなりません。

## 4. 技術はどう利用されているか？

さて、本論に戻ります。今、私たちの国で、最新の技術がどのように利用されているかを、以下に簡単にご紹介しましょう。国民一人ひとりの所在・行動・移動を恐るべき精度で監視する仕組みができあがりつつあります。

なお、申し添えておきますが、ここにあげる例で収集されている個人情報、いずれも、上述した約 10800 種類の中には含まれていません。下記の例のほとんどは、法的根拠すらないのです。国民の目から隠れ、巨大なシステムを築きあげ、こっそりと個人情報を収集しているのです。タテマエとして掲げる目的と現実に収集される個人情報の実際の用途との間には、大きな乖離があるのです。しかも問題は、そこで得られる情報の大部分が、およそ犯罪とは関係ない普通の善良な市民のものである、という事実です。どうかその点にご留意ください。

### N システム(赤外線自動車ナンバー自動読取装置)

犯罪の嫌疑の有無とはかかわりなく、すべての通過車両のナンバーを赤外線撮影で読み取るものです。設置地点を通過する全車両を記録することも、警察が任意に登録した特定の車両の通過をリアルタイムで検知することも、検知と同時に最寄りの警察署で警告を発することもできます。もちろん過去にさかのぼり、ある任意の特定の車両がいつどの地点を通過したかという走行記録をすべて検索することもできます。

しかも、以前は、「赤外線自動車ナンバー自動読取装置」という名前のおり、車のナンバーだけを撮影していたはずの N システムが、現在では、なぜか(車のナンバーだけではなく)運転者および助手席同乗者の顔も撮影しています。なぜ、N システムに、人間の顔写真が必要なののでしょうか？ その答えは、後述する顔貌識別技術にあります。

この N システムは 2002 年末現在で、全国に約 740 カ所設置されています。

また、申し添えておけば、T システム(旅行時間計測システム)の情報も、車による 2 地点間の移動時間の計測というタテマエとしての利用方法以外に、事実上、N システム同様に利用されていると言われています。

### 街頭監視カメラ

2002 年 2 月、東京・新宿・歌舞伎町に、50 台もの街頭監視カメラが設置されました。犯罪防止を名目に掲げれば、何でも許されるというわけではないでしょう。私たちのプラ

イバシーは一体どうなるのでしょうか？ また、渋谷・宇田川町と池袋・西口にも、2003年度中に設置するそうです。

人間の歩行速度は、車の走行速度にくらべ、当然はるかに遅いですから、街頭監視カメラの顔貌識別技術は、N システムのそれと比較すると、はるかに容易です。この点は、スーパー防犯灯、コンビニ・カメラなどの歩行者監視用カメラすべてに共通です。

## スーパー防犯灯

国(警察庁)の予算により、2002年度から、全国10県16カ所に、スーパー防犯灯(防犯灯に街頭監視カメラと警察への通報装置を取りつけたもの)という名前の街頭監視カメラが、実験的に導入され始めています。

## コンビニ・カメラ

コンビニに昔からある、コンビニが自前で設置した監視カメラではなく、警察がコンビニに警察の予算で監視カメラを設置しました。全国に先がけて、まず愛知県で導入されました。その画像は警察に送られ、リアルタイムで監視されるのはもちろん、録画され、情報として蓄積されています。

## パトテレビ・パトカメラ

下記ふたつのシステムを統合運用することによって、金融機関の監視カメラの映像をパトカーに送り、かつ、パトカーが撮影した映像を県警本部に送るシステムです。2002年10月1日、岐阜県警が、全国で初めて、運用を開始しました。

「映像モニター式非常通報システム」というのは、銀行の監視カメラの映像を、通信回線経由で県警本部の通信司令室に送ることができます。また「緊急車両情報通信システム」の方は、県警本部で受けたこの監視カメラの映像を、さらに、リアルタイムで自動的に、合計約240台の県警パトカーまで送ることができるというものです。

注目すべきは、このシステムには双方向性がある、という事実です。つまり、パトカーに乗務中の警官が、走行中あるいは駐・停車中に、歩道を歩くもしくは街角にたたずむ、あるいはデモや集会に参加する、犯罪の容疑者でもなんでもない私たち善良な市民を、警備を名目に撮影し、その映像をリアルタイムで県警本部や警察署に送ることができるのです。

## 顔貌識別技術

さて、Nシステムや各種の監視カメラ類の増加にともない当然出てくる疑問は、「では、顔貌識別(容貌認識、人相認識などとも言う)技術は、どこまで進んでいるの?」ということです。警察は公表こそしていませんが、すでに実験段階を終了し、十分に識別できる段階、すなわち実用段階に達している、と言われてています。

その証明には、この技術がすでに民間でも活用され始めていることを指摘すれば十分でしょう。某メーカーが開発し市販を開始した民生用製品のパンフレットには、「正面を向いていない顔」はもちろん、おどろくべきことに「一部が隠れている顔」でも「検出照合が可能」と記されています。

## 生体認証技術

上記の顔貌識別技術がさらに進化したものです。すでに、指紋認証技術と虹彩認証技術のふたつが実用化されています。指紋認証技術とは、従来から犯罪捜査に活用されてきた指紋を電子的に照合し、個人を特定するものです。また、虹彩認証技術とは、眼球の虹彩を識別し、個人を特定するものです。

今後は、上述した顔貌識別技術はもちろん、これから続々と登場して来るであろう新しい認証技術を加え、すべてが生体認証技術として収斂されていくでしょう。

ちなみに、究極の生体認証技術とは、たとえばセンサーに身体の一部(指など)で軽く触ってもらい、人体の皮膚の表面に付着するごく微量の汗から一瞬のうちにDNA鑑定をするものだと言われてています。さらに言えば、この技術が非接触型で実現されたとき、生体認証技術は完成するのです。

## 電子パスポート

ところで、つい先日、すなわち2003年1月8日から、成田空港で、上記の顔貌識別技術と虹彩認証技術のふたつを活用した「e-チェックイン」(電子パスポート)の実験が始まっています。チェックイン時には顔貌識別技術を、セキュリティ・チェックと搭乗時には虹彩認証技術を使用するものです。

## 5. 監視社会を形成

今まで述べてきた例の大部分は、もちろん警察が主導で開発したものです(電子パスポートを除く。これは国土交通省)。これに対して、他の省庁で開発したものが、タテマエとしての目的とは別に、監視社会を形成するものもあります。ここでは、国土交通省の推進する2つのプロジェクトを例にあげます。

### ETC(自動料金収受システム)

みなさんよくご存じだと思います。高速道路の料金所の混雑緩和を名目に、国土交通省が力を入れてきたにもかかわらず、なかなか普及しないヤツですね(ちなみに、日本自動車連盟(JAF)の調査によれば、ETCの利用率は現在2%、今後も利用しないと答えた人は67%にのぼるそうです)。おりしも、国土交通省は偽造ハイウェイカード対策を名目に、高額ハイウェイカードの販売を2003年2月末で終了し、2004年3月からは使用できなくする、と発表しました。なりふりかまわず、ハイウェイカードからETCへの移行を強要しようとする姿勢が見てとれます。

後に述べるスイカ同様に、当然、誰がいつどこからどこまで走行したかという記録はもちろん蓄積されています。その情報管理は一体どうなっているのでしょうか。

### ITS(高度道路情報システム)。

やはり、同じ国土交通省のプロジェクトです。クルマのナンバープレートにICチップを埋め込み、車検証に記載されたナンバー、車種、所有者、車検有効期限などの情報を記憶させ、あちこちの道路上に設置したアンテナの下を車が通るたびに、瞬時にそのクルマの情報を吸い上げよう、というシロモノです。ICプレート(または電子プレート)と言った方が、分かりやすいかもしれません。このITSプロジェクトに基づくICプレートの実験は、いよいよ2003年度から名古屋市で実施されます。2006年までには実用化される予定です。

ETCとの最大の違いは、ETCが少なくとも当面は希望者(車)のみが装着すればよいのに対し、こちらは、導入されれば、新規登録者(車)から、有無を言わず全員が強制されること、すなわち、私たちには拒否する自由がないことです。そしてもうひとつは、ETCが高速道路(有料道路)のみのシステムであるのに対し、ITSは(高速道路・一般道路を問わず)全国すべての道路が対象であること、すなわち、私たちには逃れる術がないことです。

## 6. 公共インフラでの技術進歩を活用

さらに、かつてはいざ知らず、現時点では官公庁とは直接関係のない、すっかり民営化されたきわめて公共性の強いインフラで、技術が進歩した結果、そのおこぼれ(副次効果)を活用しようというものもあります。お断りしておきますが、この技術の進歩は警察がみずから意図して起こしたものではありません。警察は、この進歩によってもたらされた彼らにとっての果実を、利用しようとしているだけなのです。

以下に、携帯電話とスイカの場合を例にとり、その具体例をやや詳しく見ていきます。

### 携帯電話

携帯電話にかぎらず、電話、FAX、電子メール、インターネットなどを含むすべての通信で、私たちがいつどこで誰とどんなやりとりをしたかという記録、すなわち、通信の秘密の重要性はここであらためてくり返すまでもありませんから、ここでは違う点を申し述べます。

携帯電話で人間の所在地が分かるのです。私たちがいつも持ち歩いているケータイ(携帯電話端末)は、たとえ使っていないくても、電源さえ入っていれば、1日24時間、数秒おきに微弱な電波を発信し、自分がどこにいるかを自分のそばのアンテナ(携帯電話の通信システムを構成する基地局側のたくさんあるアンテナのうちのひとつのアンテナ)に教えています。ひとつのアンテナの守備範囲は(都市部になるほど小さく、郊外になるほど大きいのですが)通常、半径で数十メートルから、せいぜい数百メートルしかありません(海岸地帯や過疎地域を除きます。これらの地域では、例外として半径数キロメートルをカバーするアンテナもありますから)。どのアンテナに教えるかで、結果的に、自分がそのアンテナの守備範囲内にいることを教えてしまうのです。

ということは、くり返しますが、ケータイを持ち歩いているかぎり、私たちは日本国中どこにいても(外国で使えるタイプのものについては、外国にいるときでさえ)自分がどこにいるかを半径数十メートルから数百メートルの精度で、常にシステム側に教えていることになるのです(圏外を除く)。

立場と考え方を考えてみると、たとえば警察にとって、こんなに都合のいいモノはありません。わざわざ苦勞してある特定の人物を追っかけなくても、その人の方から、常に、しかも自発的に、自分の居場所を教えてくれるのですから、人間Nシステムとしては理想的です。警察がこれに目をつけなければならないでしょう。

## スイカ

昔は電車に乗るときには、切符を買っていましたよね。国鉄が JR に変わり、合理化が進むと、やがて自動改札機が導入されました。それとともに、JR のプリペイドカードも大きく進歩し、切符を買うことしかできなかったオレンジカードから、(切符を買わずに)カードそのものを自動改札機に通せばよいイオカード(io カード)が登場したのです。

利用者にとって、これは大変便利な「進歩」でした。何よりも、自動販売機の前に行列し並んで切符を買うという手間が省けます。おまけに、切符を買う際の必須要件であった、目的地までの料金を調べる、というわずらわしさもありません。当然のことながら、あっという間に普及しました。

そして、技術はさらに進歩し、スイカの登場となります。今度は、自動改札機を通す必要すらなく、タッチすればよいだけです。やがて、近い将来、タッチする必要も、見せる必要もなく、ただ所持さえしていればよい、というシステムもきっと登場することでしょう。

でも、実はここに、大きな落とし穴があるのです。スイカはリチャージブルの IC カードです。同じカードをずっと使います。しかも、スイカの定期券タイプのもは、購入時に、氏名、生年月日、性別などの個人情報を届け出ねばなりません。

システムを運用・管理する JR 側は、私たちがスイカを使って乗車するたびに、いつ、どこから、どこまで乗車したかという情報を、自動的に入手できます。もちろんその情報は、やはり自動的に、蓄積されています。(スイカを紛失した場合、再発行してもらえるという事実が、使用記録が保存されている(情報が蓄積されている)ことを証明しています。)

1 つひとつはどんなにつまらない(たとえば、だれそれが○年○月○日○時○分に○○駅から乗車し○時○分に○○駅で下車した、というような)小さな情報でも、それが蓄積されると、大きな意味のある情報になりうるかもしれません。これが情報というものの恐ろしさです。

その結果、ある任意の特定の日に、ある特定の個人がどこに行ったか、そこに何時間いたか、いつそこから帰ってきたかなどといった、時と場合によっては貴重な情報が、すべてつつぬけに伝わり、逐一記録されているのです。

## 7. 令状主義の破綻

おそらく携帯電話会社は、私たち個々人の通話内容にも所在地にも関心がないでしょう。また、おそらく JR も私たち個々人の移動には関心がないでしょう。きっとないでしょう、と信じたいものです。

ところが、彼らはその気になれば(なにも組織全体としてそう思わなくても、その情報にアクセスしうる立場にある、ある個人がその気になれば)、私たちの毎日の行動パターンもある特定の日時 of 行動も、たちどころに暴かれるのです。また、その情報が外部に漏れないように、携帯電話会社や JR がしっかり管理しているという保証もありません。

通信の場合、「通信の秘密」は、まがりなりにも、憲法 21 条で保証されています。ところが現実には、携帯電話会社(たとえば NTT DoCoMo)は、令状なしで、警察の出す捜査関係事項照会書 1 枚で、その個人情報を警察に渡してしまうのではないのでしょうか。

ましてや移動の場合、「居住、移転の自由」は憲法 22 条で保証されていますが、「移動の秘密」というのは、少なくとも明文化された形では保証されていません。たとえば警察から、令状もなしに、捜査関係事項照会書だけで、ある人物の移動(乗車)情報の提供を申し入れられた場合、それを断固として拒絶することが、今の JR にできるのでしょうか。

## 8. 「千葉主権の確立」はどこへ？

堂本千葉県知事に対して申しあげます。保守王国・千葉県で、私たちが選んだ(私も堂本さんに投票したひとりです)堂本さんは、千葉県知事として、「千葉主権の確立」を掲げ、熱っぽく、21 世紀の「変革と創造」を訴えていらっしゃいます。たとえば、中央集権型からの脱却や新しい分権型社会の構築、徹底した情報公開と県民参加による「21 世紀型の千葉デモクラシー」の実現、NPO 立県千葉の実現、などなど(NPO タウンミーティングでは、私たちも意見を述べさせていただきました)。

こうした堂本さんの政治理念から言えば、ビッグブラザーを具現する、住基ネットに代表される国民総監視網の拡充は、およそあるべき施策の正反対の極にあるのではないのでしょうか。その住基ネットに対して、なぜ、千葉県は反対の意思を表明しないのでしょうか。補助金行政でがんじがらめにされ、おまけに財政危機に瀕した千葉県としては、総務省という名の旧自治官僚に逆らうことなど、およそ考えられない、とてもできない、ということなのでしょうか。

残念ながら、千葉県は、この千葉県の住基ネット訴訟において、他の都県の住基ネット訴訟がそうであるように、県の代理人を国の代理人に一任したとのこと。

堂本さん、法廷から逃避し、県の主張を国の主張ですり替えるのではなく、あなたの掲げる「千葉主権の確立」を実現するため、千葉県独自の立場と意見を、今こそ堂々と主張すべきではないでしょうか。

すなわち、国が決めたことだから、国策だからと安易に従うのではなく、住基ネットに対しては「千葉県としては賛同できない」と主張し、「千葉県は住基ネットから離脱する」と宣言することこそが、堂本さん、あなたに一票を投じた県民の負託に応える道ではないのでしょうか。堂本さん、住基ネットの廃止に向けて、今こそ知事としてのお力を発揮してください。

## 9. おそろしい時代

おそろしい時代になりました。もし、自分がいつどこで何をしているか、誰に会っているかを、絶対に公権力に知られたくない、と強く思えば、電車に乗るにもまちがってもスイカを使わず、クルマに乗るにも、ナンバーには赤外線をブロックするカバーをつけ(反則金 6000 円ナリ!!)、お面をかぶり(いずれも N システム対策)、ETC なんてもちろんつけず、せっかく持っているケータイも電源を切り(発信は公衆電話、受信はあきらめ。これではケータイ持ってる意味がない!!)、街に出るにも(まさかお面はかぶれないから)帽子を目深にかぶり、濃いサングラスをかけ、大きなマスクで顔を覆った上、常にうつむいて歩き、海外旅行には出かけず(旅行が趣味で、この地球上のすべての国にひとつのこらず足跡をしるすことを人生の一大目標にしている私は、一体どうすればいいのだろう?)、ITS が導入されれば愛車を手放し(自転車党に変わるしかない)・・・、ひたすら忍の一字で、残りの人生を過ごすしかありません。

もちろん笑い話です。ただ、これが笑い話ですまないところが、住基ネットの本当のおそろしさなのです。

## 10. 国民総背番号制度

1998 年に提出され 99 年に成立した、いわゆるガイドライン関連 3 法(周辺事態安全確保法等の 3 法)以降、盗聴法、日の丸・君が代法、テロ対策特別措置法、などが続々と成立し、今国会にも、有事法制、教育基本法、個人情報保護法などの重要法案が目白押しです。

こうした重要法案のかげに隠れ、さしたる注目も浴びず、ひっそりと成立した住基法で

すが、実は、住基ネットこそ、これら一連の重要法案が突き進む時代への方向性を支えるインフラなのです。

国や自治体が保有する約 10800 件もの個人情報、そして、N システムなどの、その多くは法的根拠すらない、あやしい巨大システムが国民の目から隠れてこっそりと収集するこれまた膨大な個人情報--。

この国の官僚機構の中に、これらの情報を、ある意図をもって、全国民ひとりずつ、個人ごとにしてすべて寄せ集め、「活用」したいと考える人たちがいても、ちっとも不思議ではありません。

そして、その人たちがこれらの情報をすべて寄せ集めるためには、私たちすべての国民一人ひとりを識別する、なんらかの手段、なんらかの方法が必要なのです。住基ネットとは、まさにその手段・方法を提供する、必須かつ必要不可欠な、最も根源的なインフラなのです。これこそまさに国民総背番号制度を支える骨格なのです。すなわち住基ネットとは、国民総背番号制度そのものなのです。

住基ネットの導入によって、それらの情報がすべて寄せ集められるようになれば、私たちのプライバシーは、文字どおり丸はだかにされてしまうでしょう。プライバシーなど、まったく存在しないも同然になるのです。そのとき、これらの情報はどのように利用されるだろうかと考えただけで、誰しものがそら恐ろしくなるのではないのでしょうか。

これぞ、まさに、悪夢の監視社会の到来にほかなりません。そして、この恐怖の監視社会からは、何人も逃れることができないのです。私たちふつうの平凡な市民はもとより、この場にいる裁判官も、いや実は被告である国側の代理人も、千葉県知事である堂本さんご自身もまた、この監視の網の目にかからめとられているのです。そこで奪われる貴重な、かけがえのないプライバシーは、あなた方自身のものでもあるのです。

このように、住基ネットとは、いつの日か、国家による私たち国民に対する水も漏らさぬ包囲監視網を完成させることを意図したものなのです。

これらすべての点を考慮するとき、たとえば旅行先でも住民票が取れるというような、一生に一度使うかどうか分からない、喧伝されている便利さとは、とてもひきかえることができない、という思いを誰しものが抱くに違いありません。

民主主義とは、なによりもまず、一人ひとりの多様な考え方を認めようという社会であるはずです。この住基ネットを例にとれば、賛成なさる方も当然いらっしゃるでしょうし、私たちのように反対する人間もいるでしょう、そしてそれぞれが自分の信念を訴えることができ、かつ、信ずるところに従って行動することができる——それが、健全な民主主義社会を育てていくのだと思います。であるならば、この住基ネットへの参加は、せめて、

横浜市がそうであったように、個々人の自由選択制にすべきだったのではないのでしょうか。それが私たちが譲ることのできる限度です。

## 11. むすび

最後に、まことに僭越ながら、裁判官に申しあげます。

後藤昌次郎先生が、伊達秋雄判事の言葉を借りて、述べています。「裁判官は違憲審査権を持つ独立の機関だ。立法・行政の違憲行為を無効として取り消すことができる。戦後新たに手にした裁判官の任務をおろそかにしてはならんよ」と。

ひたひたと押し寄せてくる時代の波を、今ここでくい止めなければ、いずれ、取り返しのつかない事態を招くことでしょう。第2次大戦での敗戦から半世紀以上も経ているのに、ついに真の自由も民主主義も定着させえなかった私たちの国では、今私たちが享受しているかに見える「自由」も「民主主義」も、意外にもろく、音を立てて崩れさるに違いありません。

裁判官が、法と自らの良心に基づき、住基ネットを否定する判決を出してくださることを心から期待し、私の陳述を終えます。